

◇平成20（2008）年12月18日 総務消防委員長報告

No.10 灰垣和美議員

おはようございます。総務消防委員会委員長報告を申し上げます。

平成20年12月5日 第5回高槻市議会定例会において本委員会に付託されました休会中の審査事件、議案3件について、12月10日午前10時から委員会を開き、審査しました。

これより、審査経過の概要及び結果の報告を申し上げます。

まず、議案第83号 高槻市公正な職務の執行の確保等に関する条例制定について申し上げます。

まず、職員に対する働きかけや不当要求に関する市の対応として、職員への働きかけについての取扱要綱及び不当要求行為等の防止に関する要綱が施行されていたが、制度として機能していなかった状況である。要綱で機能しなかったものが条例化することで機能するのか、とただしたところ、これまでの要綱は、職員の事務的な統制を図るための内部規程であるため制度的な限界があったが、市の最高法規である条例にすることによって、対外的にも位置づけできる。新制度では、職員の倫理規範を規定し、要望等に対する統一的な対応のルール化を図ることで、正当な理由なく特定の者に便宜を図るようなことがなくなるとともに、不当要求に対しては、組織的に毅然とした態度で対処することができる。また、原則としてすべての要望等を記録の対象とすることで、公正な職務の執行と市政の透明性が確保できるものと考えている、との答弁がありました。

次に、要望等が不当要求かどうかの判断ができない場合の対応をただしたところ、要望等を受けた担当部局は、要望等を記録し、要望等の内容によっては総務部と協議の上、判断が困難なものについては公正職務審査会へ諮問し、助言を求め、対応していく、との答弁がありました。

また、条例の第2条第3号では、職員以外の者が職員に対して行う要望等と定義しているが、職員同士のやりとりが記録の対象とならない理由をただしたところ、職員間のやりとりは、行政内部の事務処理であり、情報公開条例や公益通報者保護法等により適切に対応できると考えているところから記録の対象とはしていない、との答弁がありました。

これに対し、市民の要求が正当か不当かの判断は、市民と行政で相反することもある。要望等の判断基準をマニュアル作成などにより、明確でわかりやすいものとするとともに、職員の資質を高める研修を行ってもらいたい、との要望、条例の実質的効果を生むためには、庁内の推進体制が重要であり、専門部署を設置することが必要である。また、いろいろな事件から条例を制定することになったことは評価できるが、記録をする時点で圧力をかけられることがないよう、職員を孤立させない体制整備も大事である、との意見もありました。

本件については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成20年度高槻市一般会計補正予算（第2号）所管分について、申し上げます。

消防費に関し、新型インフルエンザ対策行動計画を策定しているが、消防職員が感染した場合の対策はどのように考えているのか、とただしたところ、消防本部では新型インフルエンザ対応プロジェクトチームを立ち上げ、約4割の消防職員が感染したと想定し、いかに業務継続ができるかをさまざまな角度から検討している、との答弁がありました。

これに対し、通常の消防業務に支障が出ないような庁内体制の再構築に向けて全庁的な取り組みに努めてもらいたい、との要望がありました。

このほか、経済状況の悪化に伴い厳しい市税収入が見込まれる状況の中で、関西大学への土地無償提供するために多額の利子負担がある市債を発行するのは問題であり、この補正予算には賛成できない、との意見表明もあり、採決の結果、多数賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 平成20年度高槻市財産区会計補正予算（第2号）については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を申し上げます。

平成20年12月18日

総務消防委員会委員長 灰 垣 和 美